

国府集落における隠居慣行の変容と居住継承との関係

The Relationship between the Actual Transfiguration of Folk Customs of Retirement and Succession of Residences at Kou Village

○山崎義人^{*1}

YAMAZAKI Yoshito

In thinking about natural land conservation, village preservation is an important issue. Folk customs of local wisdom about family continuation are important to preserve villages with continuity. This wisdom may exist in the transformed folk culture of retirement in current modern society. This focus of this research is one of the most famous folk customs of retirement in Japan: in Kou Village, Ago, Shima, Mie. This paper sets out to understand the actual transfiguration of the folk custom of retirement and the prospects of succession of residences and real estate in Kou Village, and to clarify these relationships. It discusses succession of residences and community continuity.

キーワード：隠居慣行， 居住継承， 集落の持続， 国府集落

Keywords: Folk Custom of Retirement, Succeeding to Residents, Community Continuity, Kou Village

1 はじめに

1-1 研究の背景

過疎地域においては、限界集落や消滅集落という言葉が一般に普及するほど、深刻な状況に立たされている。国土保全を考える上で集落の持続は重要な課題であり、かつ対応方策を考える事が急務となっている。筆者はこれまでに人口増加を続けていた坊勢島に着目し新宅分けという慣行等について研究^{注1)}をしてきており、継続的に地域社会を維持・継承していくためには、イエを継承していく知恵や工夫としての慣行が重要であると考えている。特に民俗学における隠居研究の第一人者である竹田が「隠居が家督・財産の生前譲渡によって「家」の若がえりを期待」^{注2)}していると指摘しているように、隠居慣行は居住継承を促す仕掛けであり、この居住継承により地域社会が維持・継承しようと考えている。

しかし、船越らが指摘するように隠居慣行は「単に継承されているわけではなく、社会的・経済的条

件の変化、生産・生活の合理化や近代化に伴い変質を余儀なくされ大きく変容」^{注3)}している。よって、今後も地域社会を維持・継承をしていくためには、これまでの隠居慣行を現代的に捉え直していく必要がある。

1-2 研究の対象地の選定と目的

三重県志摩市阿児町国府集落の隠居慣行は竹田が指摘するように「全国的にもっとも著名」^{注4)}な隠居慣行の一つである。これは我妻による「嫁の天国」^{注5)}の出版を契機にマスメディアに取り上げられ全国的に脚光を浴びたからであると言われている。そのため、既往研究が数多くなされており隠居慣行の変容を捉え現代社会への適応の状態を把握する上で適切であると考え、研究対象地として選定した。

本稿では、国府集落における隠居慣行の変容の実態を把握するとともに、居住継承や不動産の継承の見通しを把握し、それらの関係を明らかにすることを目的とする。それを踏まえて集落の持続にする考

*1 兵庫県立大学自然・環境科学研究所、准教授、博士（工学）

Assoc. Prof., INES at University of Hyogo, Ph.D

察を行う。

1-3 研究の方法

本稿では次の方法をとる。2章では、文献調査に基づいて国府集落の隠居慣行を把握するとともにその変容の概況を把握する。3章では、アンケート調査から現在の居住形態と過去の居住形態の比較や、今後の居住継承や不動産の継承の動向を把握する。4章では、隠居が済んでいるかや長男夫妻との同居の状況等から回答者の類型を行い比較分析をすることで、隠居慣行の変容の実態を明らかにする。5章では、以上を取りまとめ国府集落の隠居慣行の現状から居住継承や地域の維持・継承に資する知見を得る。

1-4 研究の位置づけ

隠居分家慣行に関する研究は、民俗学や社会学において行われており、国府集落を対象とした研究も数多くある^{注6)}。

建築学系分野での隠居分家慣行の研究では、船越ら^{注7)}は、高齢者の家族による居住支援のために西日本に存続する隠居慣行を対象にその継承と変容の様相を明らかにしている。また郭・大原ら^{注8)}は、一連の研究で韓国済州島城邑民俗村における分家を習慣とする親子二世帯の住まい方に着目し、住まい方の現状と経年変化を把握している。国府集落の研究としては、船越ら^{注9)}は親子二世帯の居住実態とその変化の過程を明らかにしている。伊藤ら^{注10)}は本屋・隠居屋の間取りと住み方の実態と捉え本屋の包括性と隠居屋の補完性という関係を指摘している。いずれにせよ、これらは親子二世帯の住まい方とその変容

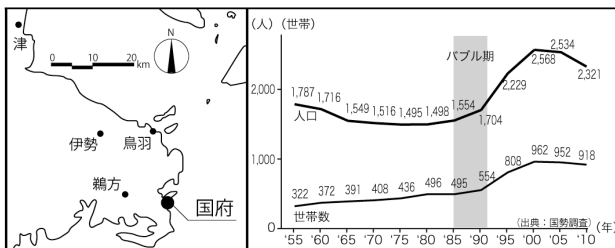


図1 国府集落の位置

図2 人口・世帯数の推移

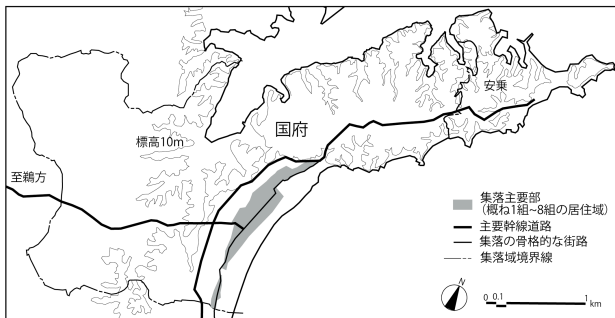


図3 国府の集落域の概要

を主要な論点にしており、世代交代を含む居住継承や地域の維持・継承の観点にはなっていない。

ところで、都市計画の分野においては居住継承と市街地更新や持続性に関わる研究が展開している^{注11)}。さらには歴史的な町並みにおける居住継承については、牧野・今井^{注12)}が、橿原市今井町において親子同居の世代交代の動向を検討し居住継承について考察している。

本研究は、隠居慣行が変容しつつある国府集落に着目し、居住継承の観点から地域の維持・継承に関する知見を得ようとする基礎的研究に位置づけられる。

2 国府の概要と隠居慣行

2-1 国府の概要

志摩半島の中央部東端に位置し、近鉄志摩線鵜方駅から東へ約4kmの地点にある(図1)。集落は海岸付近にあり整然とした条里制の街区構成を残し、各戸には槇垣が巡らせている。国府集落は行政区画上、11番組に分かれておりそれぞれの組から組長・総代各1名ずつが選ばれ自治会を構成している。1~8組は「元村(モトムラ)」と呼ばれ、戦前はこれらの組のみで構成されていた(図3)。

2010年現在の国府地区全体の人口は2,321人、世帯数は918世帯である。人口の推移を見ると1965年から1985年の20年間はほぼ1,500人前後で横這いであるが、バブル期を挟んで急激に増加していることがわかる。世帯数の推移を見てもバブル期以前の増加傾向に比べて、バブル期以降は明らかに急激に世帯数が増加し、1985年と2000年を比較しても495世帯から962世帯と約倍増していることがわかる(図2)。これは国府集落の山間部の畑等が売買され、別荘地の開発がおこなわれたことに起因する。

2-2 国府の隠居慣行

国府の隠居慣行による文献調査から以下の4点を明らかにした。

1) 本屋と隠居屋^{注13)}

槇垣に囲まれた屋敷地は200~300坪あり本家の家族の住む本屋と隠居の家族の住む隠居屋の他、蔵や納屋などが配置されている。

2) 別棟別計別食^{注14)}

長男が結婚式を挙げると嫁は夫の家に入り夫の両親が隠居するまで同居する。隠居すると同居敷地で

別棟の隠居の形式をとる（別棟）。親は隠居する際に長男以外の次子以下の子と一緒に連れて行き、かまどを別にして独立の世帯を営む（別計別食）。

3) 家長権の譲渡^{注15)}

父は社会的公的な代表権や交際権は息子に譲るが、実質的な代表権や財産権は以前として父が持っている。しかし、老齢になるに応じて生産的な性格は失われて本屋に寄生するようになり、実質的な代表権は本屋に移って行く。

3) 隠居慣行の変容^{注16)}

2000年代に入り、長男夫婦が本屋に入るという条件が強く働き、いつまでも親が本屋を守っているケースが多くなり、老夫婦が本屋に住んでいる例が多くなっている。

2-3 ヒアリング

2010年10月19日および20日に、国府自治会長H夫妻、老友会長M氏、元公民会長U氏、元源慶寺住職O氏、女性の会長Y氏に、国府の隠居慣行の現状について、ヒアリングを行った。その主な内容を示す（表1）。次のことが読み取れる。

概ね60代までは集落内同士で結婚し、隠居慣行を踏まえて居住してきているが、50代からは集落外との結婚が増えたこと。また、農業の衰退とバブル期における土地の売買等から集落内外の他所に居宅を構える者が増えたこと。さらには、晩婚化や未婚・離婚なども増加したこと。そして、空き家の増加や独り暮らしの増加など居住の継続性が薄れており、サーファーが住宅を購入する等の現象が起こっていること。次男や娘が戻り同居することもあること。

表1 ヒアリング調査結果のまとめ

<p>■婚姻と隠居制度の崩れ</p> <ul style="list-style-type: none">・在所同士の結婚がなくなったことから隠居制度は崩れている。・ほとんど集落内で結婚していたが、集落外の結婚が多くなった。外からの嫁さんはこの土地に執着がない。・60代はまだ集落内婚が多い。60歳くらいがボーダー晩婚・離婚。離婚して娘が帰ってこれるスペースがある。・未婚の家がどうなるんやろと心配。親と未婚の50代の息子の家とかもある。・50代くらいになると集落内同士で結婚している人は少なくなる。 <p>■職業と隠居制度の崩れ</p> <ul style="list-style-type: none">・農業の衰退と集落外の結婚で隠居制度が崩壊した。・サラリーマンが多くなった。 <p>■長男と隠居制度の崩れ</p> <ul style="list-style-type: none">・昔に比べて隠居制度は崩れてはいるが長男はまだまだある。・60代までは長男は残っている。・財産は長男にという意識はいまだにある。祖先から受け継ぐもの。・長男が土地を継続して持っていることに意味がある。 <p>■空き家化</p> <ul style="list-style-type: none">・空き家も出てきた。年寄りばかり。一人暮らしの家も多い。・空き家が多い。波乗り（サーファー）が住宅購入の機会をうかがっている。 <p>■別居化</p> <ul style="list-style-type: none">・三世帯（で同じ敷地に住んでいるところ）が少なくなってきた。・長男が嫁さんをもらって他所へ家を建てる。別の敷地に家を建てる。 <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none">・若い者には住む魅力がない。仕事がない。・バブルのときに土地を売った。・次男が戻ってくるところもある。娘さんが戻ってくるところもある。
--

長男が土地等の財産を持つことへの意識が高いこと。

2-4 小括

バブル以前は隠居慣行が維持され人口・世帯数ともに一定程度に保たれていたが、バブル以降に隠居慣行も変容し土地の売買等から人口・世帯数ともに増加したと思われる。

3 アンケート調査

3-1 調査の概要

隠居慣行の変容の実態と捉えるために、国府集落において隠居慣行を永々行ってきたと想定される元村と呼ばれるほぼ集落の中心部にあたる1組～8組を対象範囲とした。また、変容の実態を捉えるために、バブル以前の30年前と現在を比較するために70歳以上の男性の世帯主102名（国府自治会資料より）を対象としてアンケート調査を行った。アンケートの内容は現在（2011.2）の家族構成と30年前（1981.2）の家族構成、隠居制度の変容実態と不動産の継承について、今後の居住継承と不動産継承についてである。アンケート票は95名に配布し、53名の有効回答を得た（回答率51.9%）。アンケート調査の概要と結果を表2に示す。

3-2 隠居慣行の様態

30年前の居住形態を見ると、50名（94.3%）が本屋に住んでおり、2名（3.8%）が隠居屋に住み、1名（1.9%）が無回答であった。現在の居住形態では、24名（45.3%）がまだ本屋に住まい、28名（52.8%）が隠居屋に住まい、1名（1.9%）が大隠居に住んでいる。その時、30名（56.6%）は同一敷地内で長男夫妻と同居している。28名（52.8%）が別棟別計別食であり、別棟同計同食が2名（3.8%）、別棟別計同食が2名（3.8%）、同棟別計別食が1名（1.9%）、同棟同計同食が1名（1.9%）、無回答が18名（33.4%）であった。隠居を済ませたと回答した者は30名（56.7%）であり、未だに隠居していないと回答した者は23名（43.3%）であった。住まい続ける人（居住の継承者）はこの53名のうち32名（60.4%）が決まっていると回答し、見通しが立っているが5名（9.4%）、決まっていないが7名（13.2%）、わからないが6名（11.3%）、無回答が3名（5.7%）である。屋敷地の所有は本人が42名（79.2%）であり、妻が2名（3.8%）、長男が4名（7.5%）、娘が1名（1.9%）、不明が3名（5.7%）であった。不動産を継承する人は27名（50.9%）が決まっていると回答し、見通しが立っているが9名

アンケートの概要	No	30年前(1981.2)の居住形態			現在(2011.2)の居住形態			棟・計	隠居	住まい続ける人 (居住の継承者)	屋敷地の 所有	不動産を継承する人
		本屋	隠居屋	大隠居屋	本屋	隠居屋	大隠居屋					
対象地区:	1	100	長男夫妻・孫	本人	長男夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
1組~8組(全11組の中で、元村	2	93	本人夫妻・長男夫妻・孫2名	-	長男夫妻	孫	本人夫妻	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	見通しは立っている(長男)
と呼ばれ元々の集落とされる組)	3	91	本人夫妻・長男	-	本人夫妻	本人	本人	別棟別計別食	済	決まっていない	本人	決まっている(長男)
対象者:	4	87	本人夫妻	親夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	見通しは立っている	本人	決まっている(長男)
70才以上の男性の世帯主102名	5	86	本人夫妻	長男夫妻・孫1名	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
調査方法:	6	86	本人夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
訪問配布、留置、訪問回収	7	85	本人夫妻	親夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
配布期間:	8	84	本人夫妻・長男・長女	母	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
2011年2月3日~5日	9	84	本人夫妻	本人夫妻・孫1名	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
回収期間:	10	84	本人夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
2011年2月13日~15日	11	83	本人夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
配票数:95 回収数:73	12	82	本人夫妻・次女	次女夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
有効回答数:54 有効回答率:52.9%	13	82	本人夫妻	母	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
アンケートの内容:	14	82	本人夫妻・長男夫妻	長男夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
1 現在(2011.2)の家族について	15	82	本人夫妻	長男夫妻・孫1名	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
散地内/外に住んでいる家族の続柄、	16	82	本人夫妻・長男・長女	本人夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
年齢、性別、婚姻	17	82	本人夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
2 30年前(1981.2)の家族について	18	81	本人夫妻・長男・次女・長男	本人夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
散地内/外に住んでいる家族の続柄、	19	81	本人夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
年齢、性別、婚姻	20	80	本人夫妻・長男・次女	本人夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
3 隠居慣行の変容と不動産継承	21	80	本人夫妻	親夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
隠居を未・済、隠居の態態、屋敷地	22	80	本人夫妻・長男・長女	本人夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
の所有者等	23	79	本人夫妻	母	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
4 居住継承と不動産継承	24	79	本人夫妻・長男・次女	親夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
居住継承者の予定、不動産継承者の	25	78	本人夫妻・長男・長女	本人夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
予定	26	78	本人夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
	27	78	本人夫妻・次女・長男	本人夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
	28	77	本人夫妻・長男・次女	親夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
	29	77	本人夫妻・長男・次女	本人夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
	30	76	本人夫妻・長男・長女	親夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
	31	76	本人夫妻・長男・長女	本人夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
	32	76	本人夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
	33	76	本人夫妻	母・長女	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
	34	76	本人夫妻・長男・長女	本人夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
	35	75	本人夫妻・長男・長女	本人夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
	36	74	本人夫妻・長男・長女	親夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
	37	74	本人夫妻・長男・次女・三女	本人夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
	38	74	本人夫妻・長男・次男・次女	親夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
	39	74	本人夫妻・長男・長女・次女	本人夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
	40	73	本人夫妻・長男・長女	本人夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
	41	73	本人夫妻・長男・長女	親夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
	42	73	本人夫妻・長男・次女	本人夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
	43	73	本人夫妻・長男・長女・次男	本人夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
	44	72	本人夫妻・親夫妻	本人	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
	45	72	本人夫妻	母・弟	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
	46	72	本人夫妻・長男・長女・次男	本人夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
	47	72	本人夫妻・長男・長女	本人夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
	48	71	本人夫妻・長女・次女	親夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
	49	71	本人夫妻・親夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
	50	71	本人夫妻・母・孫3名	本人夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
	51	70	本人夫妻・長男	本人夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
	52	70	本人夫妻・孫2名	本人夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)
	53	70	本人夫妻・長女・次女	本人夫妻	本人夫妻	本人夫妻	本人	別棟別計別食	済	決まっている(長男)	本人	決まっている(長男)

(17.0%)、決まっていないが8名(15.1%)、わからないが3名(5.7%)、無回答が6名(11.3%)であった。

3-3 未隠居の理由

アンケートにおいて未隠居の理由の回答を得ている(表3)。18人中9人が長男等の子が転出してしまったことを挙げている。4人が長男と同居していること、2人が長男の未婚を挙げている。これらから長男の婚姻や居住動向が隠居をしていないことに影響を与えていることがわかる。

3-4 小括

これらのことから、次のような傾向があることがわかった。1) 30年前にはほとんどが回答者本人は本屋に住んでおり、2) 現在では半数強が隠居をして隠居屋に住まい、3) 長男夫妻と屋敷地内で同居をして

いる。4) 回答者本人の半数弱は未だ隠居を済ませていない。5) 約半数は、別棟別計別食を保っている。6) 屋敷地に住まい続ける人(居住の継承者)は6割が決まっており、7) 約8割が屋敷地を所有しており、8) 不動産を継承する人は約半数が決まっている。9) 未隠居の場合は長男の婚姻や居住動向が影響を与えていることがわかった。

4 類型分析

隠居が済んでいるか否か、長男夫妻と同居しているか否かと、その他の子や孫と同居しているか否かによって類型し、アンケート結果について分析することとする。図4のフローに従って類型した。

4-1 類型毎の傾向

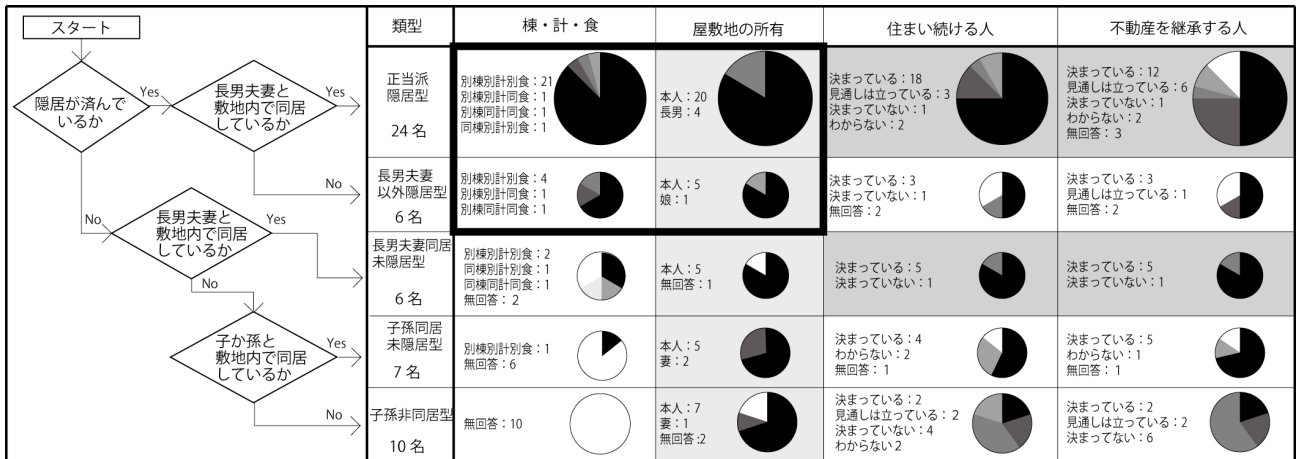
類型毎の傾向を以下に示す。

1) 正当派隠居型

隠居が済んでおり長男夫妻と屋敷地内で同居している類型である。この類型は53名中24名を占めている。そのうち21名(87.5%)が別棟別計別食と隠居慣行を維持している割合が高い。屋敷地の所有は20名(83.3%)は本人の所有であるが4名(16.7%)は長男に

1 長男(子)の転出(9)
長男が伊勢で暮らしている/孫が通勤の都合で四日市に在りるため長男の嫁と孫がそちらで生活している/長男が大阪でくらししている為/子どもが出たから、そういう時代/長男が東京で生活しているため/長男が結婚して名古屋で働いているため/長男が愛知へ就職、結婚して生活している/長女次女とも都市に出て結婚しているため/長女が別地区・糠方(車で15分)で住まいをかまえているから
2 長男と同居しているため(4)
長男が同じ敷地内に家建てたため/特に変える必要がないから/一戸建て(同棟)に住んでいる/一緒に生活しているので必要がないので
3 長男の未婚(2)
長男が結婚していないため/長男が結婚していないため
4 その他(3)
後継者がいない/屋敷の入口(道路)が狭いので車の出入りが困難なため/健在にて

図4 類型フローと類型毎の回答



その所有権を譲渡している。住まい続ける人（居住の継承者）については、決まっている・見通しが立っている合わせると21名（87.5%）に及び、決まっていない・わからないは3名（12.5%）である。不動産を継承する人は、決まっている・見通しが立っているを合わせると18名（75.0%）におよび、決まってない・わからない・無回答は6名（15.0%）である。

2) 長男夫妻以外隠居型

隠居は済んでいるが長男夫妻以外と屋敷地内で同居している類型である。この類型は53名中6名である。そのうち4名（66.7%）が別棟別計別食と隠居慣行を維持しており、2名（33.3%）は同食になっている。屋敷地の所有は5名（83.3%）が本人の所有であるが1名（16.7%）が娘にその所有権を譲渡している。住まい続ける人（居住の継承者）については、決まっているが3名（50.0%）であり、決まってない・無回答を合わせて3名（50.0%）である。不動産を継承する人については、決まっている・見通しが立っているを合わせて4名（66.6%）であり、無回答が2名（33.3%）である。

3) 長男夫妻同居未隠居型

隠居は済んでいないが長男夫妻と敷地内で同居している類型である。この類型も53名中6名である。そのうち2名（33.3%）が別棟別計別食を維持しているが、2名（33.3%）は同棟になっている。屋敷地の所有は、5名（83.3%）は本人の所有である。住まい続ける人（居住の継承者）は決まっているが5名（83.3%）であり決まっていないが1名（16.7%）である。不動産を継承する人についても、決まっているが5名（83.3%）であり、決まってないが1名（16.7%）である。

4) 子孫同居未隠居型

隠居は済んでいないが子や孫と敷地内で同居している類型である。この類型は53名中7名である。そのうちの1名が別棟別計別食を維持しているが、その他は無回答であった。屋敷地の所有は本人が5名（71.4%）、妻が2名（28.6%）であった。住まい続ける人（居住の継承者）は、決まっているが4名（57.1%）であり、わからない・無回答を合わせて3名（42.9%）であった。不動産を継承する人については、決まっているが5名（71.4%）、わからない・無回答を合わせて2名（28.6%）である。

5) 子孫非同居型

隠居も済んでおらず子や孫とも敷地内では同居していない類型である。この類型は53名中10名である。隠居慣行の維持については10名（100%）が無回答であった。屋敷地の所有については本人が7名（70%）、妻が1名（10%）、無回答が2名（20%）であった。住まい続ける人（居住の継承者）は、決まっている・見通しは立っているを合わせると4名（40.0%）であり、決まってない・わからないを合わせて6名（60.0%）であった。不動産を継承する人についても、決まっている・見通しは立っているをあわせて4名（40.0%）であり、決まっていないが6名（60.0%）であった。

4-2 比較分析

項目毎に類型を比較することで傾向を分析する。

1) 隠居慣行

別棟別計別食という隠居慣行は正当派隠居型や長男夫妻以外隠居型では、大半で維持されている。隠居が済んでいない他の類型ではあまり維持されていない傾向があった。

2) 屋敷地の所有

全般に本人の所有が大半を占めている。隠居が済んでいる正当派隠居型と長男夫妻以外隠居型では、長男や娘へ所有権が譲渡されていたが、他ではそうしたことは見受けられなかった。

3) 住まい続ける人（居住の継承者）

住まい続ける人（居住の継承者）の場合は、長男夫妻と敷地内で同居している正当派隠居型や長男夫妻同居未隠居型の決まっている・見通しは立っているの割合が8割を越えて高い。そうでない長男夫妻以外隠居型や子孫同居型では5割程度であり、子孫非同居型では4割となる。

4) 不動産を継承する人

不動産を継承する人の場合も、長男夫妻と敷地内で同居している正当派隠居型や長男夫妻同居未隠居型の決まっている・見通しは立っているの割合が7~8割と高い。そうでない長男夫妻以外隠居型や子孫同居未隠居型では6~7割と若干低くなり、子孫非同居型では4割となる。

5 まとめ

5-1 結果

以上から、隠居慣行の変容の実態と、その居住継承との関係として、次の7点が明らかになった。

- 1) バブル期以降に国府の隠居慣行の変容が明確化していること。
- 2) 約半数は隠居慣行を概ね維持しているが、半数弱は隠居慣行が変容していること。
- 3) 特に長男の婚姻や居住の動向が、隠居慣行を維持しているか変容させているかに影響を与えていること。
- 4) 隠居が済んでいる場合は別棟別計別食の隠居慣行が維持されかつ屋敷地の所有が次世代へ移譲される傾向があること。
- 5) 長男夫妻が敷地内に同居している場合は住み続ける人や不動産を継承する人が決まっていたり、見通しが立っている割合が高いこと。
- 6) 長男夫妻以外の子孫と同居している場合には、不動産を継承する人が決まっていたり、見通しが立っている割合が、子孫とは同居していない場合に比べると高いこと。
- 7) 隠居が済んでいてもいなくても、長男夫妻と敷地内で同居していてもいなくても、本人や妻で屋敷地を所有している割合が8割以上であること。

5-2 考察

隠居が済んでいる場合には別棟別計別食の隠居慣行が維持され、屋敷地の所有も次世代へ移譲されることもある。しかし、隠居がおこなわれていなくても、居住継承や不動産の継承をする人の予定が立っている傾向が高いのは正当派隠居型や長男夫妻同居未隠居型であり、長男と同屋敷地内で同居している場合である。このことから、別棟別計別食という慣行もさることながら、長男と屋敷地内で同居しゆくゆくはその屋敷地を継承するという家長権の譲渡に関する観念が国府集落では色濃く影響しているものと考えられる。また、屋敷地内で子や孫の夫妻と同居している場合でも、子孫との非同居の場合に比べると居住継承や不動産継承の予定が立っている傾向は高い。つまり、長男夫妻に限らずとも子孫の夫妻が屋敷地内で同居していくことは、不動産継承に一定の効果があるものと考えられる。

国府集落においては「一定期間を屋敷地内で同居すること」が居住継承や不動産を継承するための重要な要件であり、そのことでいづれ家長権が譲渡される可能性が高まると考えられる。

5-3 おわりに

国府集落に限らず、わが国における集落を継続させていくためには、親と同居する子孫夫妻へのインセンティブを検討していくことを一考すべきではないだろうか。

謝辞

本研究を進めるにあたり国府区長・橋爪富春氏や農家民宿源の仲川憲文氏をはじめとする国府住民の方々にご協力をいただきました。また神戸大学山崎寿一教授には資料提供や助言指導をいただきました。さらに本研究の一部は科学研究費補助金若手研究(B)「集落持続に向けた民俗慣行に見る居住継続システムの解明」(代表：山崎義人)によるものです。ここに記して謝意を表します。

注

- 1) 参考文献1)2)3)など。
- 2) 参考文献4)より引用。
- 3) 参考文献5)により引用。
- 4) 参考文献4)により引用。
- 5) 参考文献6)
- 6) 例えば、竹田(参考文献3))の研究は、比較研究によって隠居類型相互の新旧を究め、その起源と展開について論じている。それら

の中でも国府に関する研究は数多い。我妻(参考文献6)は、隠居農場制の実態調査をおこなっている。姫岡ら(参考文献7)は、国府の隠居慣行の実態を明らかにするとともに、この慣行によって規定される家族関係ならびに隠居慣行の存続と衰退の社会条件を指摘している。長谷川ゼミナール(参考文献8)では、国府の隠居複世帯慣行が農村家族の近い将来のあり方を示していると考え、今後の農村の家族や地域社会のあり方を探る調査実習を行っている。増田(参考文献9)は、隠居慣行の継承及び衰退の現状を把握し、慣行の変容形態と伝承者の「家」観念について論考している。

7)参考文献5)

8)参考文献10)11)

9)参考文献12)

10)参考文献13)14)

11)例えば、松本(参考文献15)16)は墨田区東向島地域を対象に居住の継承のメカニズムを明らかにするとともに、次世代への居住継承の可能性と市街地更新への影響を分析している。また、井川・樋口(参考文献17)は、長岡市を事例として人口減少による高齢世帯や低・未利用地の増加と居住継承との関係について言及している。

12)参考文献18)

13)我妻(参考文献6)によると「槇の生け垣に囲まれた民家の二、三百坪の屋敷内には、本家の家族の住む本屋、隠居の家族の住む隠居屋を加えて、五、六棟ないし六、七棟の建物がところせましと立っている(中略)。屋敷は例外なく南向きで、門のない入口に入って突き当り、中央北端に南面して(中略)本屋があり、その右側に湯殿、井戸、その手前に牛舎と堆肥舎を兼ねた納屋がある。それから、本屋の左側には東向きに倉、それと列んでその手前に隠居家があるが、隠居家が二つある場合には、たいてい倉の隣に中隠居家、その手前に大隠居家がある。そして、そのまた手前に小納屋やたばこ乾燥庫などのあることもある。」とある。

14)姫岡ら(参考文献7)によると国府の隠居慣行は次のように説明されている。「第一に(中略)結婚式を上げると同時に夫の家に嫁入りする。したがって、夫の両親が隠居するまで(中略)同居が行われるわけである。第二に同屋敷隠居であって、隠居は別屋敷に移住するのではない。第三に別棟隠居の形式をとり、(中略)本屋と別棟になった独立の隠居棟で居住する。第四に親は隠居する際、次子以下の子を一緒に連れて出る。第五にかまどを別にして独立の世帯を営む(中略)。第六に隠居は一定の隠居田・隠居畑をもち、それを耕作して本屋とは別個の独立の農業経営をなす(中略)。最後にこのように本屋とは別の世帯をなしているとはいえ、隠居・本屋を合わせた全体的な家の統一的な家長権は隠居が保有している。」

本研究では、「別食」は3食の食事をすべて別々にとることが原則であることとし、「同食」は3食の食事をすべて一緒にとることを原則とすることとする。また、「別計」は完全に家計を別にする

ことが原則であることとし、「同計」は完全に家計を同一にすることが原則であることとする。

15)姫岡ら(参考文献19)によると「統一的な家長権の所在はいうまでもなく隠居後の年限の経過とともに異なってくる。(中略)父母が隠居すると同時に農業経営の管理権と日常の消費生活に関する実権とは分離され、本屋と隠居の両者が別々となる。また父は社会的公的な代表権・交際権を一応息子に譲った形がとられるが、実質的な家の支配権・財産権・代表権は依然として父が握っている。(中略)しかし、弟妹が独立し、隠居が老齢になるに応じて別居はするが、次第に生産的性格は失われて本屋に寄生してくるようになる。これに応じて、実質的な農業経営管理権、家の代表権、家の支配権は本屋に移って行く。」

16)阿児町史編集委員会(参考文献20)は「長男が地区外に職を得て、そこで生活しているといった理由で、いつまでも親が本家を守っているケースがおおくなっている。(中略)国府の隠居制についても、核家族化との関連でとらえなおしてみる必要が生じてくると思われる」と指摘している。増田(参考文献9)は「現在の国府では、ホンヤに老夫婦が住む例も見いだされ、壮年隠居であった慣行がややその姿を変えつつあるといえるかもしれない。しかし、異世代夫婦が居所、食事、等を含めて世帯を別にしようとする観念を強く依然強くもっているのは明らかである。しかもそこでは嗣子夫婦のオーヤ入居という条件が非常に強く働いており、それを目指して、隠居家の準備をととのえるところに現在の隠居開始の契機を見いだすことができる。」と指摘している。

参考文献

- 1)山崎義人,重村力他:人口増加を続けてきた坊勢島の居住システムの考察,日本建築学会計画系論文集第612号,pp.57-62,2007.2
- 2)山崎義人,重村力他:坊勢島におけるライフステージに応じた地域内転居システム,日本建築学会計画系論文集,616号,pp.85-90,2007.6
- 3)山崎義人,重村力他:ライフステージ毎にみた坊勢島における女性の交流の特徴,日本建築学会計画系論文集第624号,pp.341-347,2008.2
- 4)竹田亘:民俗慣行としての隠居の研究,未来社,1964.3
- 5)船越正啓,上和田茂,青木正夫:西日本地域の農漁村における隠居慣行の様相 - 隠居慣行の継承と変容に関する研究-,日本建築学会計画系論文集第614号,pp.1-8,2007.4
- 6)我妻東策:嫁の天国 志摩の隠居農場制,未来社,1959.5
- 7)姫岡勤,長谷川昭彦,土田英雄:志摩国府の隠居制,社会学評論, No36, 1959
- 8)長谷川ゼミナール:隠居複世帯慣行と地域活性化 -三重県志摩郡阿児町国府地区-,農村社会学研究報告第26集,明治大学農学部,

農業経済学科, 1995. 2

9) 増田武夫: 隠居慣行の変容-三重県志摩郡阿児町国府地区を例に-, 創価大学大学院紀要第19集抜粋, 2001. 12

10) 郭喜碩, 大原一興, 小滝一正, 大月敏雄: 分家を慣習とする村落における親子二世帯の住まい方に関する研究 - 韓国済州島城邑民俗村を調査対象として-, 日本建築学会計画系論文集第541号, p63-p69, 2001. 3

11) 金守美, 大原一興, 郭喜碩, 田中賢太郎: 韓国の「伝統民俗村」における歴史的民家の住まい方- 済州島城邑民俗村の経年的住まい方の考察, 日本建築学会計画系論文集第600号, p73-p80, 2006. 2

12) 船越正啓, 青木正夫, 上和田茂, 山口将輝: 隠居慣行からみた親子二世帯住宅に関する研究 その9 三重県阿児町国府地区の場合, 日本建築学会研究報告九州支部, 計画系35, p189-p192, 1995. 3

13) 伊藤庸一: 隠居慣行における住み方について - 三重県阿児町国府-, 日本建築学会関東支部研究報告集計画系(59), p209-p212, 1988

14) 東原達也: 志摩地方の住居と屋敷構えに関する考察, 日本工業

大学卒業論文, 1986

15) 松本暢子: 東京下町の住宅密集地域における建築更新活動と家族の居住継承に関する研究 - 墨田区東向島地域における最近10年間の建築更新と高齢者を含む家族の居住状況変化-, 日本都市計画学会学術研究論文集, p445-p450, 1994

16) 松本暢子, 大江守之: 都心居住高齢者とその家族の居住継承に関する研究, 日本都市計画学会学術研究論文集, p73-p78, 1995

17) 井川進, 樋口秀: 地方都市中心部の市街地変容と居住継承に関する研究 - 長岡市におけるケーススタディ-, 日本都市計画学会学術研究論文集, p589-p594, 2002

18) 牧野唯, 今井範子: 親子同居からみた居住形態の現状と居住の継承に関する調査研究, 日本建築学会計画系論文集第510号, p117-p124, 1998. 8

19) 姫岡勤, 土田英雄, 長谷川昭彦「むらの家族」ミネルヴァ書房, p51-p74, 1973. 9

20) 阿児町編纂委員会: 阿児町史, 阿児町, 2000. 3